

三重県立松阪商業高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての児童生徒および教職員・保護者が「いじめほどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育む。
- (2) いじめは、被害側の児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめを許さない」学校づくりに取り組む。
- (3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、被害側の児童生徒を守り通すとともに、加害側の児童生徒には適切かつ毅然とした指導を行う。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・地域との連携協力を努める。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止委員会

ア 本校生徒指導委員会（校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、当該生徒担）の組織が、いじめ防止委員会の組織を兼ね、養護教諭を加える。

※ その他必要に応じて、学校内の教職員や外部専門家（心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者など）を加えるものとする。

イ 本委員会の年間指導計画は生徒指導部の年間計画に含める。

(2) いじめ防止委員会の役割

ア 未然防止のための環境づくりに努める。

イ 生徒の状況把握のためのアンケートを年間複数回実施して結果を集約する。

ウ いじめの認知および、解消に必要と考えられる調査や対応をする。

4 未然防止および早期発見の取組

学校が組織的にいじめ防止に取り組むために、また、教員が生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するために、担任、学年部、生徒指導部をはじめ、全教員が生徒の情報を共有する。

また、チェックリストを別に定め、有効に利用する。

別紙1 チェックリスト

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア いじめにより本校児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の児童生徒の状況を見て、校長が判断する。

イ いじめにより本校児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで、校長が判断する。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、校長の判断のもと適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

別紙2 いじめ発生時の組織的な対応

6 その他留意事項

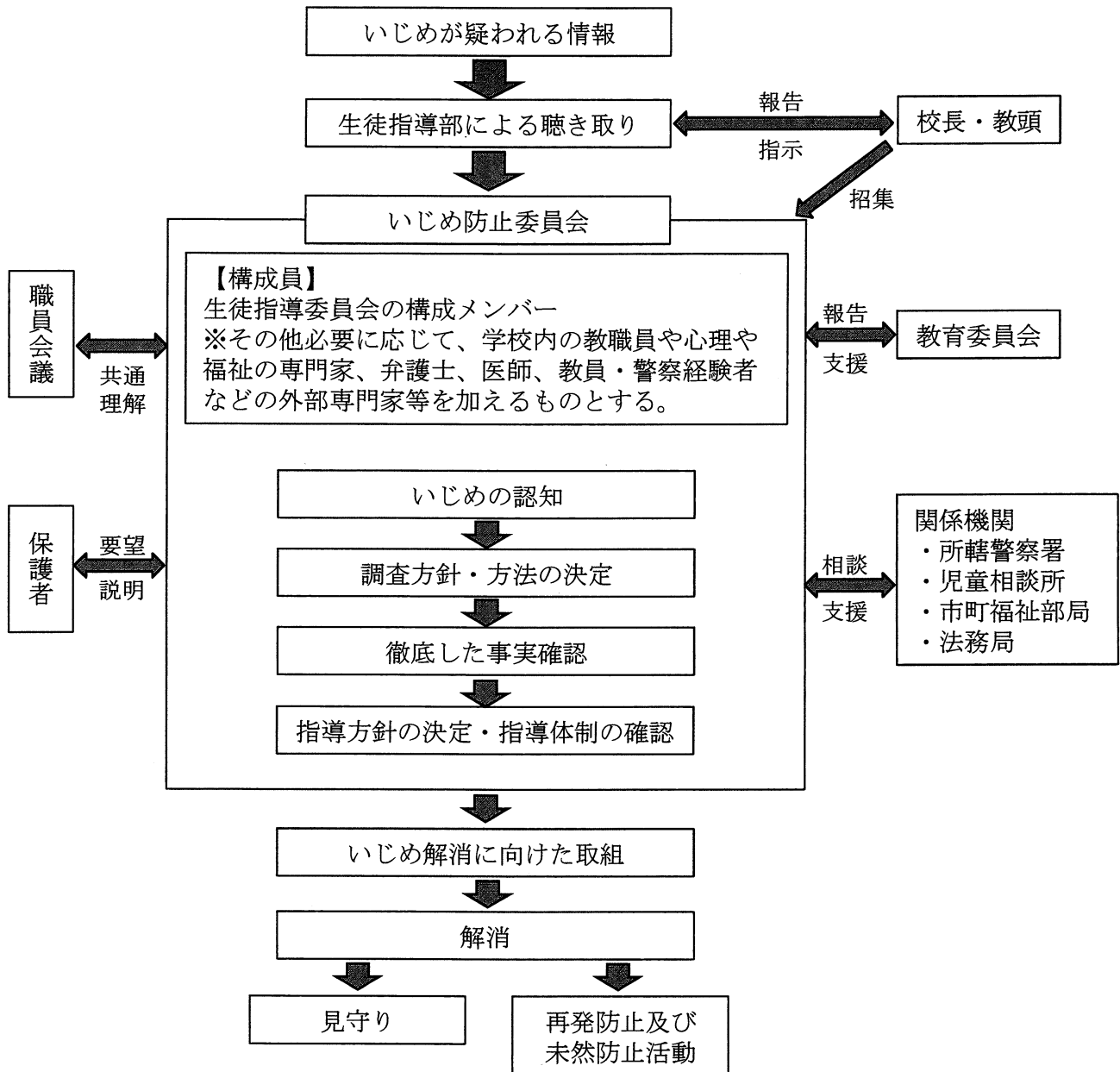
本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、地域や保護者、生徒の意見を積極的に取り入れるよう留意する。

| いじめが起こりやすい・起きている集団 | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の生徒が残る |
| <input type="checkbox"/> 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある | <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないようにいたづらをする | |

| いじめられている生徒 | |
|---|---|
| ◎ 日常の行動・表情の様子 | |
| <input type="checkbox"/> 必要以上に明るく振る舞っている | <input type="checkbox"/> おどおどしたり、作り笑いをしている |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい |
| <input type="checkbox"/> 元気がなく、一人で下校することが 増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増える |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |
| ◎ 授業中・休み時間 | |
| <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> グループ活動の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 決められた座席と違う席に座っている | |
| ◎ 昼食時 | |
| <input type="checkbox"/> 1人で机に突っ伏している | <input type="checkbox"/> 他の生徒の机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたづらされる |
| <input type="checkbox"/> おかずなどを他の生徒にあげたりしている | <input type="checkbox"/> 昼食時になると教室から出て行く |
| ◎ 清掃時 | |
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
| ◎ その他 | |
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 服が汚れていることが多い |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

| いじめている子 | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | <input type="checkbox"/> 発言の中に差別意識が見られる |
| <input type="checkbox"/> 教師が近づくと、集団が黙り込む | <input type="checkbox"/> 教師が近づくと、集団が分散する |



【学校の対応】

- ・被害生徒や、いじめを知らせてくれた生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- ・被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ・被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- ・被害側、加害側の生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
- ・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
- ・犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。

三重県立松阪商業高等学校生徒の「被害のおそれ」に対する 学校における早期対応について

1 「被害のおそれ」の具体的内容

本指針における「被害のおそれ」とは、具体的に「連続して欠席し連絡が取れない中で、又は学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれ」があるものとする。

2 三重県立松阪商業高等学校における生徒の安全の確保に向けた体制の整備

- (1) 年度当初の校務分担等を通じ、生徒の出席状況等に関する確認や対応、地域や市町・児童相談所など関係機関等との連携を組織的に行う体制を構築する。
- (2) 学校警察連絡協議会等を通じ、日頃から警察署との連携協力を図る。
- (3) 国や県の設置する相談ダイヤル等について、生徒や保護者等に周知する。
- (4) 生徒に対し、日頃から培う教職員との信頼関係を基礎に、生徒自身やその友人について「被害のおそれ」があるとき等は、教職員をはじめとする身近な大人によく相談するよう指導する。

3 連続欠席等により「被害のおそれ」が生じたときの早期対応

- (1) 病気やけがなどの正当な事由による欠席連絡等がないまま、生徒が連続して欠席している場合、担任等の関係職員が状況確認を行った上で、3日を目安に校長等へ報告を行う。
- (2) 正当な事由による欠席連絡等がないまま7日以上連続して欠席し、生徒本人の状況の確認ができていない場合は、県教育委員会生徒指導課に連絡し、連携して対応する。また、担任等は原則として生徒本人と対面での状況確認を行う。
- (3) 事案によってはここに示す日数が経過するのを待つことなく、速やかに県教育委員会生徒指導課に連絡する。
- (4) 学校を欠席していなくても、学校外の集団（成人を構成員とするものを含む。）との関わりの中で、生徒に危険が及ぶおそれがある場合についても、県教育委員会生徒指導課に連絡し、連携して対応する。
- (5) 事件性が疑われる場合には直ちに警察に相談・通報、児童虐待が疑われる場合には直ちに市町・児童相談所等へ相談・通告する。また、いずれの場合も県教育委員会生徒指導課に連絡し、連携して対応する。

4 状況に応じた速やかな支援体制の構築

県教育委員会生徒指導課との連絡及び連携を通じ、「所在不明の場合」「家族の協力が得にくく連絡が取れない場合」「学校外の集団との関わりがある場合」「欠席が続く場合」と状況に応じた支援体制を構築し、適切に対応する。

(1) 所在不明の場合

生徒本人と連絡が取れない場合は、家族や他の生徒、地域の人々等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じてスクールカウンセラー（教育相談専門員を含む）、スクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員等を活用し、児童福祉等の関係部門や警察等の関係機関とも連携しながら、生徒本人の所在や安

否の確認等に努める。

(2) 家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合

- ① 生徒本人の「被害のおそれ」を取り除くという観点から、保護者との間で十分な話し合いを行い、協力を求めて連絡が取れる体制を整えるよう努める。
- ② 必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等を活用し、市町の福祉部局や児童相談所等の関係機関等との連携のもと、生徒本人や家庭に対する支援体制の構築を検討するなど、家庭との連携に努める。

(3) 学校外の集団（成人が主な構成員であると思われるものも含む。）との関わりがある場合

- ① 学校警察連絡協議会等を通じた警察との連携や、市町の青少年健全育成に係る部局との情報共有のもと、生徒からのSOSにつながり得る情報の収集や集団的不良交友関係の実態把握に努める。
- ② 上記関係機関や県教育委員会との連携等を通じ、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員等も十分に活用して、SOSを発している生徒の発見に努めるとともに、警察等の関係機関と連携して集団的不良交友関係の解消等に努める。

(4) 欠席が続く場合

「欠席が続く場合」について、ここで示しているのは「被害のおそれ」がある場合のものであり、例えば、完全に自室に閉じこもり保護者も十分に状況を把握できない場合や自傷行為の危険性がある場合などが想定される。

- ① 担任等の関係教員が組織的に関わりながら、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー（教育相談専門員を含む）等を活用し、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等の民間機関、福祉、医療等の関係機関とも連携しながら、状況に応じた支援を実施する。

三重県立松阪商業高等学校生徒の安全確保の取組のためのチェックリスト

学校体制の整備に関するチェックリスト

- 学級の中に「被害のおそれ」のある生徒がいないかを各担任が確認している
- 特に支援が必要な生徒や、その家庭状況等は、適切に引き継がれている
- 特に支援が必要な生徒への対応を組織的に行う体制が整えられている
- 担任等の教員から、管理職に報告すべき事柄は、職員間で明確に共有されている
- 教育相談や家庭訪問等が組織的に行われており、そこで得た情報は適切に共有されている
- 生徒に「被害のおそれ」が生じた際の対応を、組織的に行うための校内体制が整備されている
- 警察をはじめとする関係機関の連絡窓口を把握しており、校内の担当者も明確に位置付けられている
- 市町の青少年健全育成に係る部局との連携など、地域と協働して生徒を見守る体制が整えられている
- PTA等に対し、生徒を地域で見守る必要性について説明している

【生徒】の「被害のおそれ」発見につながるチェックリスト

◎校内での生徒の様子

- 遅刻・早退が増える
- 連絡のないまま欠席することがよくある
- 声をかけても元気がなく、学校生活に対する意欲が見られない
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 常にマスクや絆創膏をしているなど、体の一部分を隠そうとする様子がある
- 服が汚れていることが多い
- 頭髪や身なりに急激な変化がある
- カバンなど、所持品が頻繁に入れ替わる
- 感情の起伏が激しい
- 休憩時間ごとに、いつも1人で携帯電話等でどこかに連絡している
- 学校内で1人で過ごすようになる
- 昼食を食べている様子がない
- 授業中に頻繁に居眠りするなど睡眠時間が不足している様子がある
- 放課後になると必要以上に急いで下校する
- 部活動を休むことが多くなり、「やめる」と言い出す
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

◎家庭での生徒の様子

- 保護者と連絡がつきにくく、生徒の状況が把握しにくい
- 保護者が下校後の生徒の行動を把握していない
- 無断外泊をするようになる
- 保護者の見覚えのない品物が自宅にある
- 夜間に外出することが増えた
- 学校外の友人が急に増えた
- 外出時と帰宅時に身なりが変わっていることがある

三重県立松阪商業高等学校生徒の 「被害のおそれ」に対する早期対応フロー図

生徒の「被害のおそれ」の発生

○「被害のおそれ」の具体的内容

「連続して欠席し連絡が取れない中で、又は学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれ」があるもの

○担任等の関係職員から校長等に報告

○県教育委員会事務局生徒指導課に連絡し、連携して状況に応じた支援体制を構築

※1 正当な事由による欠席連絡等がないまま7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができていない場合。

※2 学校を欠席してなくとも、学校外の集団(成人を構成員とするものを含む。)との関わりの中で、児童生徒に危険が及ぶおそれがある場合。等

※事件性が疑われる場合には直ちに警察に相談・通報する必要があり、児童虐待が疑われる場合には直ちに市町・児童相談所等へ相談・通告する。

①所在不明の場合

○生徒本人と連絡が取れない場合は、家族や他の児童生徒、地域の人々等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じてスクールカウンセラー(教育相談専門員を含む)、スクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員等を活用し、児童福祉等の関係部門や警察等の関係機関とも連携しながら、生徒本人の所在や安否の確認等に努める。

②家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合

○生徒本人の「被害のおそれ」を取り除くという観点から、保護者との間で十分な話し合いを行い、協力を求めて連絡が取れる体制を整えるよう努める。

○必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等を活用し、市町の福祉部局や児童相談所等の関係機関等との連携のもと、生徒本人や家庭に対する支援体制の構築を検討するなど、家庭との連携に努める。

③学校外の集団(成人が主な構成員であると思われるものも含む。)との関わりがある場合

○学校警察連絡協議会等を通じた警察との連携や、市町の青少年健全育成に係る部局との情報共有のもと、生徒からのSOSにつながり得る情報の収集や集団的不良交友関係の実態把握に努める。

○上記関係機関や県教育委員会との連携等を通じ、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員等も十分に活用して、SOSを発している生徒の発見に努めるとともに、警察等の関係機関と連携して集団的不良交友関係の解消等に努める。

④欠席が続く場合

「欠席が続く場合」について、ここで示しているのは「被害のおそれ」がある場合のものであり、例えば、完全に自室に閉じこもり保護者も十分に状況を把握できない場合や自傷行為の危険性がある場合などが想定される。

○担任等の関係教員が組織的に関わりながら、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー(教育相談専門員を含む)等を活用し、教育支援センター(適応指導教室)やフリースクール等の民間機関、福祉、医療等の関係機関とも連携しながら、状況に応じた支援を実施する。

県教育委員会事務局生徒指導課と十分に連携を図りながら対応する